

## 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、市の総合計画（豊田市まちづくり基本条例（平成17年条例第92号）第23条第1項の規定により市が策定する総合計画をいう。）のうち総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な構想に関わるもの（以下「基本構想」という。）並びに当該総合計画と連動して市行政の全般又は各分野における政策及び施策の基本的な方向について総合的かつ体系的に定める計画のうち次に掲げるものの策定、変更（軽微なものを除く。以下同じ。）又は廃止とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画
- (3) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (4) 豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号）第14条第1項に規定する豊田市環境基本計画
- (5) 豊田市子ども条例（平成19年条例第70号）第27条第1項に規定する豊田市子ども総合計画

(議会の議決)

第3条 市長その他の執行機関は、前条の基本構想及び同条各号に掲げる計画の策定、変更又は廃止をするときは、議会の議決を経なければならない。

(議決事項)

第4条 第2条の基本構想の策定又は変更に係る議決事項は、基本構想の全てとする。

2 第2条各号に掲げる計画の策定又は変更に係る議決事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の基本理念、基本方針その他の基本となる事項
- (2) 計画の実施期間に関する事項
- (3) 計画の実施に係る政策及び施策並びにこれらの目標に関する事項

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行し、同日以後になされる第2条各号に掲げる計画の策定、変更又は廃止について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の規定は、同日以後になされる基本構想の策定、変更又は廃止について適用する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。